

札障第 2174 号
平成 19 年（2007 年）10 月 24 日

指定短期入所事業所管理者 様

札幌市保健福祉局障がい福祉担当部長

国保連合会への支払委託に伴う「短期入所事業のみを利用する方の利用者負担上限額管理事業所」に係る情報提供について（依頼）

日頃、札幌市の障がい福祉行政に、ご協力いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、短期入所事業のみを利用する方が、利用者負担の上限額管理（以下「上限額管理」という。）を必要とする場合、当月内で最後に指定短期入所サービスを提供した事業所（以下「事業所」という。）が、上限額管理を行うこととなっています。また、事前には事業所が定まっていなかったため、「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」の提出は不要としてきたところです。

しかしながら、国保連合会の支払等システムにおきましては、こうした利用者についても、市町村が国保連合会に登録する受給者台帳の上限額管理事業所情報を、適宜修正する必要があります。

札幌市では、国保連合会の作業日程などを考慮し、各区役所における受給者台帳の情報修正を月末に締め、翌月 1 日には国保連合会に提出することとしており、この処理では対応を間に合わせることはできません。

したがいまして、上限額管理が行われた場合、事業所から直接、札幌市障がい福祉課にご連絡いただき、全区分の受給者台帳を訂正することで、エラーによる支払不能を防止したいと考えております。

つきましては、短期入所事業のみを利用する方について、上限額管理を行った事業所におかれましては、上限額管理を行うこと、必ずサービス提供月の翌月 5 日までに、下記連絡先にご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 情報提供内容

利用者氏名・支給決定区・受給者証番号、上限額管理事業所名・事業所番号・問い合わせ先

2 連絡先

札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課認定担当（支払委託担当）

TEL 011 - 211 - 2936

FAX 011 - 218 - 5181

札幌市利用者に係る情報提供の考え方

上限額管理を必要としたサービス提供月 (管理結果「 1 」又は「 3 」)

札幌市障がい福祉課への連絡「要」

翌月 5 日まで厳守。

該当月のみ、受給者台帳上の上限額管理事業所を「有」に修正。

国保連合会への利用者負担上限額管理結果票情報の提出「要」

上限額管理を必要としなかったサービス提供月 (管理結果「 2 」)

～ 1 事業所のみ利用の場合も、同様の取扱いです。

札幌市障がい福祉課への連絡「不要」

受給者台帳の上限額管理事業所は「無」のまま変更しません。

国保連合会への利用者負担上限額管理結果票情報の提出「不要」

利用者負担上限額管理結果票の管理結果番号について

「 1 」...管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。

「 2 」...利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。

「 3 」...利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記 (管理結果票) のとおり調整した。